



## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

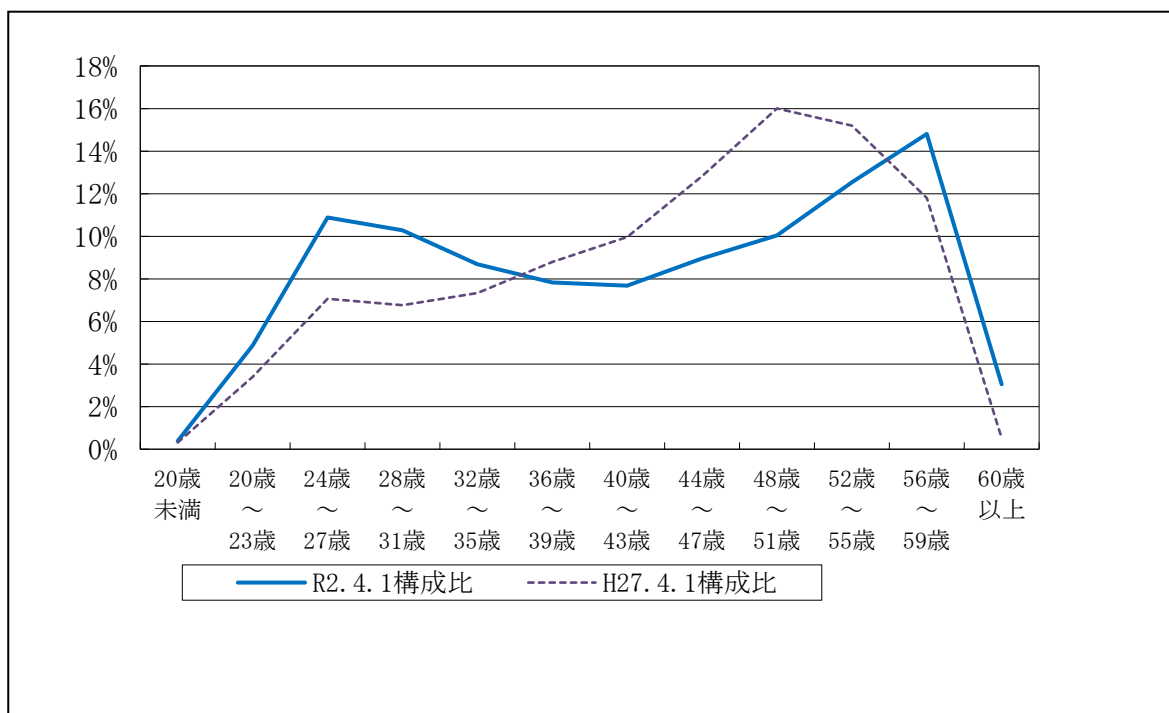
## (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成31年	令和2年		
一 般 行 政 部 門	総務企画・税務	709	709		
	民生・衛生	733	743	10	児童福祉法改正に伴う児童相談所の体制強化に伴う増 高岡テクノドーム別館整備やFIT誘客取組み強化に伴う増 ローカル5G等を活用した効率的な農業・鳥獣対策システムの実証等に伴う増
	商工・労働	256	262	6	
	農林水産	768	774	6	
	土 木	721	722	1	
小 計	3,187	3,210	23	(参考:人口10万人当たり職員数309人)	
特 別 行 政 部 門	教 育	8,591	8,593	2	警察署の地域部門の体制強化に伴う増
	警 察	2,276	2,308	32	
	小 計	10,867	10,901	34	
公 営 企 業 等 会 計	病 院	1,047	1,055	8	診療体制や産婦人科病棟体制の強化に伴う増
	そ の 他	119	126	7	
	小 計	1,166	1,181	15	
合 計		15,220	15,292	72	(参考:人口10万人当たり職員数1,474人)

注 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを  
含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



(令和2年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	～23歳	～27歳	～31歳	～35歳	～39歳	～43歳	～47歳	～51歳	～55歳	～59歳	以上	
職員数	59	745	1,665	1,571	1,329	1,197	1,174	1,370	1,535	1,917	2,264	466	15,292
構成比	0.4	4.9	10.9	10.3	8.7	7.8	7.7	9.0	10.0	12.5	14.8	3.0	100

(3) 定員管理計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員管理計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

① 一般行政部門

一般行政部門では、定員管理計画に基づき、平成26年度から平成31年度までの5年間で職員数（基準：平成26年4月1日〔3,287人〕）の3.0%（100人）の削減に努めてきた結果、平成26年4月からの5年間で目標どおり3.0%（100人）の削減を達成し、平成16年4月からの15年間で23.4%（972人）の削減となりました。

さらに、依然として行政の簡素効率化に不断に取り組む必要があることに鑑み、他方、働き方改革による職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点にも配慮し、新たな定員管理計画を策定し、平成31年4月から令和4年4月までの3年間で定

員（基準：平成31年4月1日〔3,187人〕）を維持することを目指しております。

また、近年の大規模災害による県外被災地等への中長期派遣要員を確保するとともに、平時に技術職員不足傾向にある県内市町村の支援のため、上記とは別に3年間で10人の災害派遣枠を設けました。

《定員管理計画の進捗状況：一般行政部門》（各年4月1日現在、単位：人）

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	計
職員数	3,187	3,208			
増減数	(基準)	+21			0
増減率		+0.7%			0.0%
災害派遣枠		2			10

② 教育部門

教育部門では、教育委員会の教員については、削減を最小限にとどめ、教育水準の維持・向上に最大限の努力を払うこととしています。一方、教員を除く職員については、平成22年度から平成27年度までの5年間で、教育委員会事務局及び学校の職員数（基準：平成22年4月1日〔987人〕）の7.3%（72人）の削減を目標としていたところ、平成25年度に目標を達成し、平成27年4月までの5年間では、8.5%（84人）の削減となり、目標を上回る職員数の削減を達成しました。

さらに、平成27年4月を基準とした新たな定員管理計画を策定し、令和2年4月1日までに3%（27人）の削減に努めてきた結果、令和2年4月までの5年間で4.2%（38人）の削減となり、目標を上回る職員数の削減を達成しました。

定員の管理については、行政の簡素化・効率化を進め、引き続き努力していく必要があることから、令和2年度中に新たな定員管理計画を策定することとしています。

《定員管理計画の進捗状況：教育部門（教員を除く）》（各年4月1日現在、単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	計
職員数	903	897	894	890	871	865	
増減数	(基準)	△6	△3	△4	△19	△6	△38
増減率		△0.7%	△0.3%	△0.4%	△2.1%	△0.7%	△4.2%

③ 警察部門

警察部門では、警察官を除く一般職員のうち、鑑識等の専門的業務従事者などを除く職員数については、平成23年度から平成28年度までの5年間で、職員数（基準：平成23年4月1日〔144人〕）の7.7%（11人）の削減を目標としていたところ、平成28年4月までの5年間で、7.7%（11人）の削減となり、目標を達成しました。

さらに、平成28年4月を基準とした新たな定員管理計画を策定し、令和3年4月1日までに3%の削減を目指すこととしております。

《定員管理計画の進捗状況：警察部門（警察官、専門的業務従事者等を除く）》（各年4月1日現在、単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	計
職員数	133	131	131	129	129		
増減数	(基準)	△2	±0	△2	±0		△4
増減率		△1.5%	±0%	△1.5%	±0%		△3.0%

④ 適正化の手法（令和元年度実施内容）

- ア 組織の統廃合 組織再編に伴う見直し等
- イ 事務事業の見直し 業務の効率化等
- ウ 民間委託の推進 民間提案制度の活用等

⑤ 行政改革による人員の削減状況

	H16.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	累計
	基準								
一般行政部門 (a)	4,159	3,287	3,254	3,229	3,213	3,197	3,187	3,208	－
	－	△45	△33	△25	△16	△16	△10	21	△951
	－	△1.1	△0.8	△0.6	△0.4	△0.4	△0.3	0.7	△22.9
災害派遣枠 (b)								2	2
小計((a)+(b))								3,210	－
特別行政部門	11,633	11,151	11,066	11,029	11,024	10,970	10,867	10,901	－
	－	△29	△85	△37	△5	△54	△103	34	△732
	－	△0.2	△0.7	△0.3	△0.0	△0.5	△0.9	0.3	△6.3
教育部門	9,429	8,907	8,798	8,762	8,741	8,672	8,591	8,593	－
	－	△26	△109	△36	△21	△69	△81	2	△836
	－	△0.3	△1.2	△0.4	△0.2	△0.7	△0.9	0.0	△8.9
警察部門	2,204	2,244	2,268	2,267	2,283	2,298	2,276	2,308	－
	－	△3	24	△1	16	15	△22	32	104
	－	△0.1	1.1	0.0	0.7	0.7	△1.0	1.4	4.7
公営企業等	1,048	1,055	1,064	1,113	1,135	1,163	1,166	1,181	－
	－	8	9	49	22	28	3	15	133
	－	0.8	0.9	4.7	2.1	2.7	0.3	1.3	12.7
合 計	16,840	15,493	15,384	15,371	15,372	15,330	15,220	15,292	－
	－	△66	△109	△13	1	△42	△110	72	△1,548
	－	△0.4	△0.6	△0.1	0.0	△0.2	△0.7	0.5	△9.2

注1 各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数（H16.4.1職員数）に対する比率です。

注2 累計の下欄の上段は基準数（H16.4.1職員数）に対する増減数、下段は基準数（H16.4.1職員数）に対する増減率です。

## (4) 採用の状況（令和元年度）

- ①知事部局等 219人採用（競争試験：119人、選考：100人）  
※平成30年度 241人採用（競争試験：106人、選考：135人）
- ②教育委員会 321人採用（競争試験：9人、選考：312人）  
※平成30年度 317人採用（競争試験：12人、選考：305人）
- ③警察本部 86人採用（競争試験：84人、選考：2人）  
※平成30年度 102人採用（競争試験：94人、選考：8人）

注1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

## (5) 昇任の状況（令和元年度）

- ① 知事部局等
- ア 一般職員 379人（部長：12人、次長：18人、室長：33人、  
課長：77人、課長補佐：141人、係長：98人）
- ② 教育委員会
- ア 一般職員 56人（部長：1人、室長：5人、課長：7人、  
課長補佐：31人、係長：11人）
- イ 教員 169人（校長：73人、教頭：96人）
- ③ 警察本部
- ア 一般職員 8人（課長：1人、管理官：1人、課長補佐：3人、  
係長：3人）
- イ 警察官 62人（警視：10人、警部：15人、警部補：37人）

注（ ）内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

## (6) 退職の状況（令和元年度）

- ① 知事部局等 234人退職（※平成30年度 216人退職）
- ② 教育委員会 478人退職（※平成30年度 475人退職）
- ③ 警察本部 143人退職（※平成30年度 168人退職）

## 2 職員の給与に関する事項

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
R1年度	1,055,999	487,588,947	1,339,008	131,141,323	26.9
30年度	1,063,293	482,135,675	1,303,733	131,761,661	27.3

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

注3 住民基本台帳人口は、各年1月1日時点での人口です。

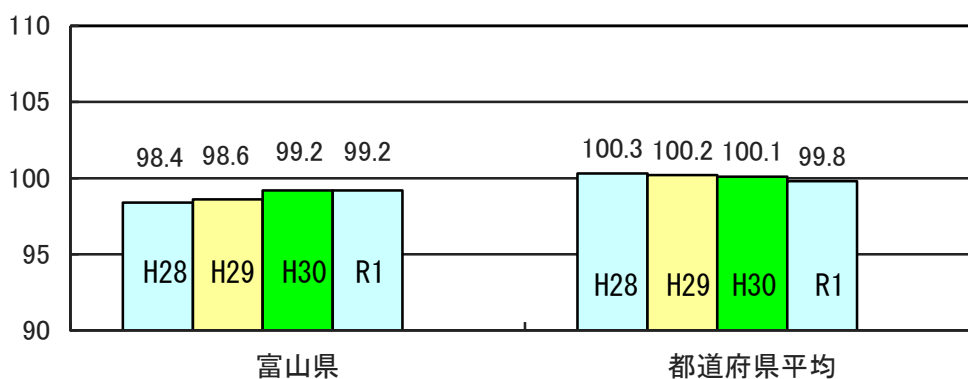
## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R1年度	14,101	60,494,319	11,035,644	24,206,601	95,736,564	6,789
30年度	14,042	61,065,726	11,180,608	24,218,131	96,464,465	6,870

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

## (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

## (4) 一般行政職の給料表の状況（令和2年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
最高号給の給料月額	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900	468,600	527,500	559,500

## (5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

## ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	43歳10月	327,000円	397,100円
31年4月1日現在	43歳11月	329,600円	402,800円

注1 平均給料月額とは、令和2年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。

(以下同様です。)

注2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。



## ②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	57歳8月	286,700円	311,100円
31年4月1日現在	58歳6月	299,300円	330,100円
うち運転手	58歳2月	299,700円	327,300円
31年4月1日現在	57歳2月	336,100円	377,900円
うち用務員	58歳1月	242,700円	251,100円
31年4月1日現在	57歳10月	271,200円	277,500円

注 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い2つの職種を選んで記載してあるものです。

## ③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45歳8月	379,300円	418,000円
31年4月1日現在	45歳8月	380,900円	427,300円

## ④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	42歳6月	355,500円	387,000円
31年4月1日現在	42歳10月	358,800円	394,100円

## ⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	38歳5月	316,500円	416,600円
31年4月1日現在	38歳6月	316,500円	422,300円

## (6) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 職 行 政 職	大学卒	188,700 円	182,200 円
	高校卒	154,900 円	150,600 円
技 能 職 労 務 職	高校卒	147,900 円	—
	中学卒	139,900 円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	210,800 円	—
	短大卒	185,700 円	—
小・中 学 校 教 育 職	大学卒	210,800 円	—
	短大卒	188,600 円	—
警 察 職	大学卒	215,800 円	211,400 円
	高校卒	180,200 円	173,400 円

## (7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和2年4月1日現在）

区分	経験年数	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
		一 般 職 行 政 職	大学卒	282,500 円
	高校卒	242,400 円	284,600 円	335,700 円
技 能 職 労 務 職	高校卒	該当者無し	該当者無し	284,000 円
	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	328,000 円	369,000 円	402,400 円
	短大卒	268,900 円	333,200 円	347,800 円
小・中 学 校 教 育 職	大学卒	331,800 円	372,800 円	397,700 円
	短大卒	312,200 円	354,200 円	379,900 円
警 察 職	大学卒	304,300 円	352,800 円	388,200 円
	高校卒	270,700 円	313,400 円	359,500 円

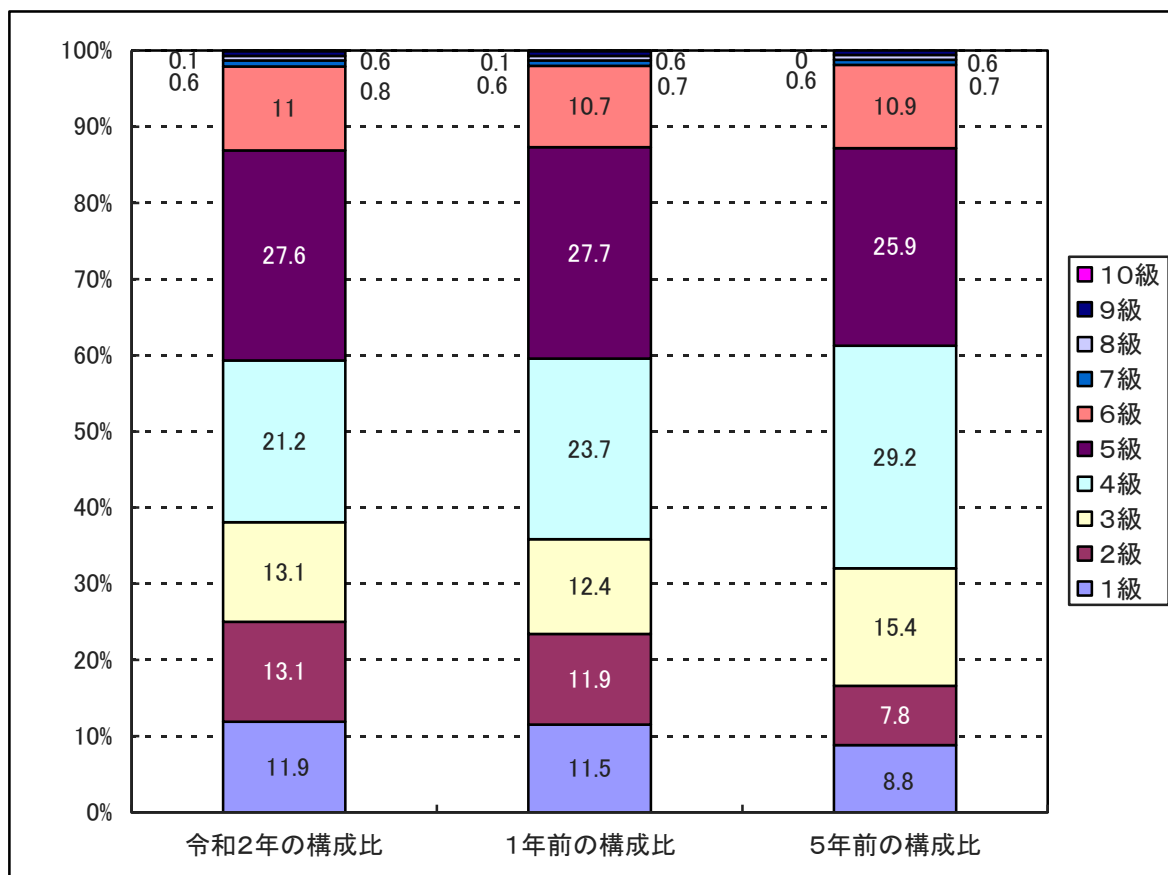
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数を  
いうものです。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	385	11.9	11.5	8.8
2級	主事、技師	425	13.1	11.9	7.8
3級	係長、主任	424	13.1	12.4	15.4
4級	係長、主任	689	21.2	23.7	29.2
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	897	27.6	27.7	25.9
6級	本庁の課長、出先機関の長	358	11.0	10.7	10.9
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	25	0.8	0.7	0.7
8級	本庁の次長	21	0.6	0.6	0.6
9級	本庁の部長	21	0.6	0.6	0.6
10級	本庁の部長	2	0.1	0.1	0

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



## (9) 昇給への勤務成績の反映状況

## 1. 勤務成績の評定の実施状況

平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

## 2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前1年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～8号給）を決定。

令和2年1月1日の昇給において、行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している職員、1月1日付けで採用になったなどの理由により昇給しない職員又は育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた1年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員2,595名中、上位区分（1～8号給）に決定された者が748名（28.8%）、標準区分（0～4号給）に決定された者が1,842名（71.0%）、下位区分（0～2号）に決定された者が5名（0.2%）であった。

※「〇～〇号給」となっているのは、55歳以上の職員は標準区分（0号給）、上位区分（1～2号給）であるため。

## (10) 職員手当の状況

## ① 期末手当・勤勉手当

富山県	国
1人当たり平均支給額（R1年度） 1,677千円	—
(R1年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(R1年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

注 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤奨手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

<p><b>1. 勤務成績の評定の実施状況</b></p> <p>平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。</p> <p>また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。</p> <p><b>2. 勤奨手当への勤務実績の反映状況</b></p> <p>全職員について、業績評価の結果（6月支給分は前年度後期（10～3月）、12月支給分は当年度前期（4～9月）の結果を用いる）及び勤奨手当支給前6月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～133.5/100）を決定。</p> <p>令和2年6月の勤奨手当において、行政職（知事部局）の職員2,847名中、上位区分（101/100～133.5/100）に決定された者が922名（32.4%）、標準区分（93.5/100～113.5/100）に決定された者が1,916名（67.3%）、下位区分（0/100～80/100）に決定された者が9名（0.3%）であった。</p> <p>※「○/100～○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。</p>
--

②退職手当（令和2年4月1日現在）

富山県			国		
支給率	自己都合	定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 (勤続43年以上)	47.709 月分 (勤続35年以上)	最高限度額	47.709 月分 (勤続43年以上)	47.709 月分 (勤続35年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
自己都合      その他					
1人当たり					
平均支給額	1,510 千円	21,908 千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

## ③地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		1,182,728 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（令和元年度決算）		148,082 円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	19 人	20%	20%
大阪市	1 人	16%	16%
名古屋市	1 人	15%	15%
富山市	7,812 人	3%	3%
上記以外の県内市町村	7,188 人	0%	0%
医師	185 人	16%	16%
総計・平均支給率（注）	15,206 人	1.76%	1.77%

注 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

## ④特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		1,322,399千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（令和元年度決算）		253,285円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度） 注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		34.4% (8.8%)	
手当の種類（手当数）		27種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額740円以内
指導訓練手当	消防学校、総合衛生学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額450円 又は月額11,540円
社会福祉業務手当	厚生センター、障害者相談センター等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額10,500円以内又は日額500円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額100分の16以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額17,420円以内又は給料月額100分の8以内
医療業務手当	本庁、厚生センター等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額80,000円以内又は勤務1回につき9,000円以内又は勤務1時間につき2,100円
夜間看護手当	中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後10時から午前5時までの看護等の業務	勤務1回につき3,550円以内、通勤距離により1,140円以内の額を加算

精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額300円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額450円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毒劇物を使用した研究</li> <li>・病理細菌の試験検査</li> <li>・汚水施設等を有する工場等の立入検査等</li> </ul>	日額300円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	日額740円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額300円
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・獣畜のと殺・解体</li> <li>・死亡家畜の解体検査等</li> </ul>	業務により給料月額の100分の10以内又は日額1,200円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額820円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額100分の8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額18,000円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業取締、水産試験調査</li> <li>・渡船の運航</li> <li>・ひき船作業</li> </ul>	業務により日額810円以内又は月額6,600円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額670円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額1,000円以内



特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額300円等
高圧ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入検査	日額300円
警察職員業務手当	地方警察職員	・ 山岳遭難者救助作業 ・ 銃器犯罪捜査作業 等	日額2,000円等
教員特殊業務手当	教育職員	・ 非常災害時における児童の保護等 ・ 週休日の部活動での指導等	日額16,000円以内
多学年学級担当手当	教育職員	2以上の学年をもって編成した学級の担任	日額290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	日額200円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業1時間1,070円
道路補修手当	土木センターに勤務する単 純労務職員	道路補修業務	日額270円

## ⑤時間外勤務手当

	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和元年度決算	2,943,369千円	403千円
平成30年度決算	3,147,059千円	487千円

## ⑥その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R1年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給額 (R1年度決算)
扶養手当	(1) 扶養親族1人につき 行政職給料表7級以下は 6,500円、行政職給料表8 級は3,500円 ただし子は10,000円 (2) 満16歳年度初めから満22 歳年度末までの間にある子 1人につき、5,200円を加 算	異	○国の制度 (1) 同じ (2) 満16歳年度初めから満 22歳年度末までの間にあ る子1人につき、5,000円 を加算	千円 1,355,357	円 253,338
住居手当	借家等 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額28,000円)	異	○国の制度 (1) 家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 (2) 家賃27,000円を超える場合 11,000円+(家賃-27,000円)/2 (最高限度額28,000円)	千円 630,338	円 302,611
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額に よる一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000 円~34,890円 (3) 駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	異	○国の制度 (1) 同じ (2) 距離段階区分に応じ 2,000円~31,600円 (3) なし	千円 1,430,140	円 108,963
初任給 調整手当	医学等に関する専門的知識 を必要とし、かつ採用による	異	獣医師が支給対象となっ ている。	千円 442,090	円 2,156,536

	<p>欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給                  医師・歯科医師                  採用後35年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給                  (最高支給月額308,600円)</p> <p>獣医師                  採用後20年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給                  (最高支給月額35,000円)</p>				
<p>単身赴任                  手当</p>	<p>公署を異にする異動等に                  伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給                  30,000円+加算額(※)                  ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100km以上の場合に8,000~70,000円を加算</p>	同		千円 57,144	円 396,833
<p>管理職                  手当</p>	<p>管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて146,400円以内を支給</p>	同		千円 1,137,194	円 735,571
<p>休日勤務                  手当</p>	<p>休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給                  1時間当たりの給与額×                  1.35×時間数</p>	異	<p>1時間当たりの給与額の算定に、寒冷地手当、特勤勤務手当・へき地手当、月額の特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当を含める。</p>	千円 573,928	円 78,653
<p>夜間勤務                  手当</p>	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給                  1時間当たりの給与額×                  0.25×時間数</p>	同		千円 233,858	円 32,048
<p>宿日直                  手当</p>	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給                  ・庁舎・設備の保全等                  6,800円                  ・福祉施設等における管理監督 7,400円                  ・医療当直看護師等6,900円                  医師 21,000円</p>	同		千円 513,281	円 327,556

管理職員 特別勤務 手当	(1) 管理職手当支給対象職員 が臨時又は緊急の必要等に より週休日等に勤務した場 合に支給 6時間以下4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 (2) 管理職手当支給対象職員 が災害への対処等の臨時・緊 急の必要によりやむを得ず 平日深夜に勤務した場合に 2,000～6,000円を支給	同		千円 1,297	円 31,634
寒冷地 手当	寒冷地に在勤する職員に11月 から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額 7,360円	同		千円 13,023	円 59,737
特地勤務 手当	生活の著しく不便な地に所在 する公署に勤務する職員に給 料及び扶養手当の合計額に一 定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 3級地 12% 2級地 8% 4級地 16%	同		千円 11,776	円 785,044
義務教育 等教員 特別手当	小中学校、高等学校、特別支 援諸学校に勤務する教育職 員に級号給に応じて 2,000～ 8,000円を支給			千円 534,864	円 67,928
定時制 通信教育 手当	定時制・通信制教育に従事す る教育職員に給料の6%（管 理職手当受給職員は4%）を 支給			千円 50,189	円 221,097
産業教育 手当	実習を伴う農業・水産・工業 に関する科目を主として担任 する教育職員に給料の6%を 支給			千円 72,002	円 286,861
へき地 手当	山間地等に所在する学校に勤 務する教育職員に給料及び扶 養手当の合計額に一定割合を 乗じて得た額を支給 1級地8% 4級地 20% 2級地12% 5級地 25% 3級地16% 準ずる地域4%			千円 27,989	円 325,459

農林漁業 普及指導 手当	普及指導員が普及指導業務に 従事したときに、級に応じて 8,500～14,500円を支給 ただし、管理職は支給対象外	/	千円 20,418	円 185,618
--------------------	---	---	--------------	--------------

(11) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額
給 料	知 事	1,300,000 円
	副知事	1,020,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副議長	860,000 円
	議 員	780,000 円
期 末 手 当	知 事	(R1 年度支給割合) 3.40 月分
	副知事	
	議 長	(R1 年度支給割合) 3.40 月分
	副議長	
	議 員	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 130万円×在職月数×0.65 40,560千円 (任期毎)
	副知事	102万円×在職月数×0.45 22,032千円 (任期毎)

注 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件

## (1) 勤務時間の状況

令和2年4月1日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤務時間	8:30~17:15
休憩時間	12:00~13:00

注1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申出により、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

## (2) 休暇の取得状況

職員の休暇制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や、育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇期間	令和元年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
年次休暇	20日 (1年あたり)	平均 11.1日	平均 10.6日	平均 11.4日
特別休暇	夏期休暇	平均 4.7日	平均 4.8日	平均 4.9日
	ボランティア休暇	取得者 3人	取得者 15人	取得者 1人
	育児参加休暇	取得者 70人	取得者 119人	取得者 74人
	家族看護休暇	取得者 509人	取得者 1,562人	取得者 175人
	短期介護休暇	取得者 63人	取得者 132人	取得者 12人
	育児時間	1日2回、1日を通じて90分以内	取得者 112人	取得者 116人
病気休暇	原則90日以内	取得者 140人	取得者 351人	取得者 74人
介護休暇	6月以内	取得者 4人	取得者 6人	取得者 1人

注1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、家族看護休暇、短期介護休暇、育児時間については、令和元年（H31.1.1~R1.12.31）の取得状況を記載しています。

注2 病気休暇、介護休暇の取得者数は、令和元年度中に休暇を開始した者の人数を計上しています。

## 4 職員の休業の状況

職員の休業制度については、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例、規則や自己啓発等休業に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休業期間等	令和元年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
育児休業	子が3歳に達する日までの期間	取得者 98人	取得者 181人	取得者 36人
自己啓発等休業	大学等への修学や国際貢献活動へ参加する場合において、3年を超えない期間	取得者 1人	取得者 1人	取得者 1人
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合において、3年を超えない期間	取得者 1人	取得者 1人	取得者 1人
育児部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内	取得者 14人	取得者 3人	取得者 8人
修学部分休業	大学等において修学する場合に2年を超えない期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 1人	取得者 1人	取得者 1人
高齢者部分休業	55歳（医師及び歯科医師については60歳）に達した日以後の日から定年退職日までの期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 1人	取得者 1人	取得者 1人

注 取得者数は、令和元年度中に休業を開始した者の人数を計上しています。

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1) 分限処分の状況

令和元年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
知事部局等	－人	19人	－人	－人	19人
教育委員会	－人	67人	－人	－人	67人
警察本部	－人	2人	－人	－人	2人
合計	－人	88人	－人	－人	88人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

## (2) 懲戒処分の状況

令和元年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
知事部局等	－人	－人	1人	－人	1人
教育委員会	1人	1人	3人	2人	7人
警察本部	－人	－人	－人	－人	－人
合計	1人	1人	4人	2人	8人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

## 6 職員のサービスの状況

## (1) 職務専念義務免除の状況

令和元年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	1件	153件	－件
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	－件	－件	－件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	36件	15件	－件
当該地方公共団体の特別職としての地位を兼ね、その職に属する事務を行う場合	6件	－件	－件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	8件	－件	－件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	496件	64件	18件



免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	11件	一件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	7件	48件	2件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	5件	一件	一件
船舶職の職員が、船舶免許の更新手続き等のため、公務に支障のない範囲内において勤務しないこと	一件	一件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	一件	一件	一件
研究職の職員が、業務上必要な資格を取得するために講習の受講又は試験を受験する場合に、公務に支障のない範囲内において勤務しないこと	1件	一件	一件
合 計	571件	280件	20件

注 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

## (2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

令和元年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	55件	17件	8件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	一件	1,686件	一件

注1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第17条）

---

## 7 職員の人事評価の状況

### (1) 知事部局等

#### ① 能力評価の状況

##### ア 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

##### イ 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

#### ② 業績評価の状況

業績評価については、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

### (2) 教育委員会

#### ① 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

#### ② 評定時期

評定は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象に実施します。

### (3) 警察本部

#### ① 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の能力評価及び業績評価の結果を基に

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合評価を行います。

---

## ア 能力評価

倫理、方策の立案、判断、説明・調整、業務運営、組織統率・人材育成、事案対応、部下の育成・活用、協調性、報告・連絡、業務遂行、知識・技術、コミュニケーションの評価項目ごとにAからEの5段階で評価を行います。

## イ 業績評価

目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に職務の目標達成度や目標以外への業務の取組状況をAからEの5段階で評価を行います。

## ② 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

## 8 職員の退職管理の状況

令和元年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

	退職者数	再就職者数				
		県（特別職・再任用・嘱託等）	県出資法人（50%以上）	民間企業	市町村、その他の団体	
知事部局等	66人	61人	18人	15人	10人	18人
教育委員会	74人	60人	37人	－人	5人	18人
警察本部	11人	11人	－人	1人	5人	5人
合計	151人	132人	55人	16人	20人	41人

※退職者数は、課長級以上の退職者の数です。

## 9 職員の研修の状況

令和元年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

## (1) 知事部局等

研 修 名		延べ開 講日数	修了者数
繰返し研修		31日	1,103人
	新任所属長研修	2日	35人
	新任所属長代理研修	3日	47人
	新任係長研修	8日	88人
	職員3年目研修	2日	164人
	新任職員研修	12日	499人
	ステップ1研修(34歳)	1日	65人
	ステップ2研修(40歳)	1日	75人
	ステップ3研修(46歳)	1日	93人
	臨時的任用職員等研修	1日	37人
単位制研修		105日	1,156人
	課長クラス向け研修	3日	51人
	課長補佐クラス研修	9日	188人
	係長クラス研修	7日	128人
	主任クラス向け研修	46日	283人
	主事・技師クラス向け研修	40日	506人
キャリア開発研修		49日	813人
	管理者(合同)研修	2日	174人
	管理者向けeラーニング研修	10日	81人
	県・民間企業管理職員意見交換会	1日	6人
	県内若手社員・職員共同研修	1日	4人
	民間経営の手法に学ぶ研修	1日	17人
	若手職員初心に帰る研修	1日	92人
	キャリアデザイン研修	1日	23人
	キャリア・シフトチェンジのためのワークショップ	1日	3人
	ナレッジ研修	13日	91人
	仕事・子育て両立支援研修	1日	17人
	働きやすい職場環境づくり促進研修	2日	40人
	事務職員法務研修	4日	97人
	その他	11日	168人
合 計		185日	3,072人

注 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

(2) 教育委員会

		研 修 名	開 講 日 数	受 講 者 数		
年 次 研 修		初任者研修会	小・中・高・特	15日	228人	
		新規採用教職員研修会	幼	8日	45人	
			養教教諭	13日	9人	
			学校栄養職員	12日	2人	
		6年次教職員研修会			4日	205人
		中堅教諭等資質向上研修			1～13日	593人
		11年次教職員研修会	幼・小・中・高・特	13日	145人	
16年次教職員研修会	小・中・高・特	延べ18時間	98人			
基  本  研	管 理 職 研 修	小・中学校校長研修会		1日	262人	
		小・中学校初任校長研修会		2日	33人	
		県立学校校長研修会		1日	66人	
		県立学校初任校長研修会		1日	16人	
		小中県立学校3年次校長研修会		半日	46人	
		「目標達成度による教員評価」の面談者研修		1日	74人	
		校長・教頭倫理指導研修会		1日	126人	
		園長等運営管理協議会		2日	85人	
		小・中学校教頭研修会		1日	286人	
		小・中学校初任教頭研修会		2日	37人	
		県立学校教頭研修会A		1日	43人	
		県立学校教頭研修会B		1日	23人	
		県立学校教頭研修会		1日	118人	
		県立学校事務(部)長研修会		1日	56人	
職  務  研  修		新任教務主任研修会(小中)		3日	53人	
		新任教務主任研修会(県立)		3日	25人	
		県立学校等教務主任研修会		1日	73人	
		生徒指導主事研修会	小・中	1日	197人	
			高・特	1日	68人	
		校内研修活性化研修会		3日	23人	
		保健主事研修会		1日	203人	
		給食主任研修会		1日	197人	
		特別支援学級等新任担当教員研修会		5日	86人	
		特別指導者招へい研修講座		10日	22人	
		養護教諭研修会		2日	688人	
		栄養教諭・学校栄養職員研修会		2日	222人	
		学校給食指導者研修会		2日	103人	
学校事務職員初任研修会		1日	45人			
衛生管理研修会		1日	68人			
県立学校校務助手等研修会		1日	31人			

		交通安全講習会	1日	65人
理科		理科教育講座	8日	69人
		高等学校理科実験実技研修会	2日	27人
英語		英語教員研修会	2日	155人
体育		小学校体育実技指導者講習会	2日	117人
		中・高等学校体育実技指導者講習会	1日	87人
		運動部活動指導者研修会	1日	20人
		水泳指導者講習会	1日	44人
		集団登山引率者講習会	4日	55人
産業		産業教育新技術等講習会	6日	109人
教育課程		幼稚園教育課程研究協議会	1日	191人
		小学校教育課程研究協議会	1日	1,039人
		中学校教育課程研究協議会	1日	510人
		高等学校教育課程講習会	1日	716人
		特別支援学校教育課程研究協議会	1日	163人
教育相談		学校カウンセリング講座	10日	100人
生活指導		生徒指導セミナー	4日	202人
進路指導		中・高進路指導研修会	4日	332人
情報教育		初歩からのプログラミング研修会	2日	60人
		デジタル教材活用研修会	2日	31人
		授業力向上のためのICT活用研修会	4日	22人
		校務のためのPC活用研修会	6日	103人
		児童生徒のICT活用の充実と情報モラル指導研修会	2日	53人
特別支援教育		特別支援教育講座	5日	78人
		特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	2日	17人
		発達障害教育研修会	1日	94人
		特別支援教育コーディネーター等研修会	2日	25人
図書館教育		図書館教育講習会	1日	72人
国際理解		外国人児童生徒教育実践講座	2日	19人
学校経営		小・中学校経営研修会	3日	40人
		県立学校経営研修会	3日	30人
保護者対応		保護者との良好な関係づくり研修会	1日	112人
キャリア教育		キャリア教育指導者養成研修	10日	6人
保育		保育技術協議会	2日	45人

## (3) 警察本部

研修機関	課程名	延べ開講日数	修了者数	
警察大学校	警察運営科	2週又は3週	3人	
	任用科	警部本課程（50歳未満）	10週	17人
		警部特別短期課程（50歳以上56歳未満）	2週	4人
		課長補佐（50歳未満の一般職員）	2週	3人
		教官養成科	1月	3人
		専科	4日～12日	24人
		指定職種任用科	5日～12日	5人
		研究科	56日	1人
	特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4月	2人
		捜査幹部養成科	2週	2人
国際警察センター	語学研修科・専科	5日～326日	11人	
取調べ技術総合研究・研修センター	取調べ技術・捜査指揮研修	11日	1人	
サイバーセキュリティ対策研究・研修センター	サイバー捜査研修科	12日～28日	6人	
附属警察情報通信学校	専科	5日～11日	2人	
管区警察学校	任用科	警部補（46歳未満）	8週	28人
		巡査部長（41歳未満）	6週	38人
		係長（46歳未満の一般職員）	2週	3人
		主任（41歳未満の一般職員）	2週	7人
	専科	5日～37日	55人	
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	72人
		新規採用の一般職員	19日	12人
		初任補修科	3月又は2月	81人
	任用科	警部補（46歳以上）	12日	6人
		巡査部長（41歳以上）	12日	7人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2週～4週	55人
	専科	5日～26日	268人	
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科・現任科	3日～90日	8人	

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、令和元年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理	定期健康診断 人間ドック 特別健康診断	全職員	3,824人	3,121人	1,396人
		指定年齢の職員等	1,289人	3,935人	986人
		有害業務従事者等	1,428人	—	1,246人
健康管理	健康相談	希望職員	1,058人	健康管理医配置 56校 心の健康管理医 4人委嘱	867人
	健康教室	指定年齢の職員、希望者、要観察者等	103人	—	1,163人
その他	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	108人	404人	140人
福利厚生事業に係る決算額			千円 111,911	千円 144,373	千円 50,414
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 1,337	千円 —



## (2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、令和元年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
法定給付	保健給付 医療の給付 高額療養費 出産費	件 94,502	千円 959,778	件 182,561	千円 1,901,371	件 56,507	千円 599,554
	休業給付 傷病手当金 育児休業手当金	993	173,582	2,128	375,628	309	46,777
	災害給付 災害見舞金	0	0	0	0	0	0
附加給付等	出産費附加金 一部負担金払戻金	656	23,927	1,763	57,357	445	20,142
計		96,151	1,157,287	186,452	2,334,356	57,261	666,473

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

## (3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

令和元年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	55	5,008	129	35,083	43	9,958
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	2	4,001	1	3,411	1	4,386
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	3	6,606	8	18,686	11	33,839
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	5	2,121	11	9,139	16	29,735
計		65	17,736	149	66,319	71	77,918

11 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

① 採用試験の実施結果

令 和 元 年 度 県 職 員 ・ 警 察 官 採 用 試 験 実 施 状 況

	採用 予定 人員 (a)	申 込 者 数 (b)	申 込 倍 率 (b/a)	第 一 次 試 験				第 二 次 試 験			最終 競争 倍率 (c/f)	女性合格者		拡大枠合格者 (31~35歳)		試験日		
				受 験 者 数 (c)	受 験 率 (c/b)	合 格 者 数 (d)	競 争 倍 率 (c/d)	受 験 者 数 (e)	受 験 率 (e/d)	合 格 者 数 (f)		人 数 (g)	比 率 (g/f)	人 数 (h)	比 率 (h/f)			
上 級	総 合 行 政	49	295	6.0倍	244	82.7%	93	2.6倍	83	89.2%	60	4.1倍	23	38.3%	1	1.7%	(第一次) 令和元年6月23日	
	警 察 事 務	5	50	10.0倍	28	56.0%	12	2.3倍	11	91.7%	7	4.0倍	4	57.1%	1	14.3%		
	心 理	3	9	3.0倍	9	100.0%	7	1.3倍	7	100.0%	4	2.3倍	4	100.0%	2	50.0%		
	社 会 福 祉	1	8	8.0倍	6	75.0%	5	1.2倍	5	100.0%	2	3.0倍	2	100.0%	0	0.0%		
	環 境	1	6	6.0倍	3	50.0%	3	1.0倍	3	100.0%	1	3.0倍	0	0.0%	0	0.0%		
	管 理 栄 養 士	1	16	16.0倍	13	81.3%	5	2.6倍	5	100.0%	1	13.0倍	1	100.0%	0	0.0%		
	上 級	工 業 研 究 ( 化 学 )	1	7	7.0倍	5	71.4%	5	1.0倍	3	60.0%	1	5.0倍	1	100.0%	0	0.0%	(第二次) 令和元年7月19,20日, 7月29,30,31日, 8月1,2,5日
		工 業 研 究 ( 電 気 電 子 )	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		工 業 研 究 ( 機 械 ・ 金 属 )	2	6	3.0倍	4	66.7%	3	1.3倍	2	66.7%	1	4.0倍	0	0.0%	0	0.0%	
		農 業	7	18	2.6倍	10	55.6%	9	1.1倍	9	100.0%	9	1.1倍	6	66.7%	0	0.0%	
		林 業	3	12	4.0倍	9	75.0%	7	1.3倍	6	85.7%	4	2.3倍	2	50.0%	0	0.0%	
		水 産	1	4	4.0倍	3	75.0%	3	1.0倍	3	100.0%	1	3.0倍	0	0.0%	0	0.0%	
		総 合 土 木	19	38	2.0倍	32	84.2%	29	1.1倍	25	86.2%	22	1.5倍	4	18.2%	0	0.0%	
		建 築	1	2	2.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	0	0.0%	0	0.0%	
		電 気	5	10	2.0倍	7	70.0%	6	1.2倍	6	100.0%	4	1.8倍	0	0.0%	1	25.0%	
		心理(特別募集)	若	3	1.5倍	3	100.0%	3	1.0倍	3	100.0%	1	3.0倍	0	0.0%	0	0.0%	
中 級	工 業 研 究 ( 電 気 電 子 ) (特別募集)	若	2	1.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	0	0.0%	0	—	—	—	—	(第一次)令和元年12月1日 (第二次)令和元年12月25日		
	工 業 研 究 ( 機 械 ・ 金 属 ) (特別募集)	若	5	2.5倍	5	100.0%	4	1.3倍	3	75.0%	1	5.0倍	0	0.0%	0		0.0%	
	農 業 (特別募集)	若	11	5.5倍	9	81.8%	4	2.3倍	4	100.0%	3	3.0倍	1	33.3%	1		33.3%	
	林 業 (特別募集)	若	9	4.5倍	7	77.8%	6	1.2倍	6	100.0%	3	2.3倍	1	33.3%	1		33.3%	
	電 気 (特別募集)	若	6	3.0倍	4	66.7%	2	2.0倍	2	100.0%	1	4.0倍	0	0.0%	1		100.0%	
	計	112	517	4.6倍	405	78.3%	209	1.9倍	188	90.0%	127	3.2倍	49	38.6%	8		6.3%	
中 級	臨 床 検 査 技 師	1	10	10.0倍	7	70.0%	5	1.4倍	5	100.0%	2	3.5倍	2	100.0%	—	—	(第一次) 令和元年9月29日	
	学 校 栄 養 職 員	3	29	9.7倍	25	86.2%	7	3.6倍	6	85.7%	3	8.3倍	3	100.0%	—	—		
	計	4	39	9.8倍	32	82.1%	12	2.7倍	11	91.7%	5	6.4倍	5	100.0%	—	—		
初 級	一 般 事 務	5	39	7.8倍	32	82.1%	15	2.1倍	14	93.3%	9	3.6倍	8	88.9%	—	—	(第二次) 令和元年10月18日, 10月28,29日	
	一 般 事 務 ( 障 害 者 )	若	10	5.0倍	7	70.0%	4	1.8倍	3	75.0%	1	7.0倍	1	100.0%	—	—		
	学 校 事 務	8	35	4.4倍	31	88.6%	16	1.9倍	15	93.8%	10	3.1倍	8	80.0%	—	—		
	警 察 事 務	2	25	12.5倍	22	88.0%	15	1.5倍	15	100.0%	6	3.7倍	5	83.3%	—	—		
	警 察 事 務 ( 障 害 者 )	若	3	1.5倍	1	33.3%	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	19	112	5.9倍	93	83.0%	50	1.9倍	47	94.0%	26	3.6倍	22	84.6%	—	—			
職 務 経 験 者	行 政	6	49	8.2倍	40	81.6%	16	2.5倍	14	87.5%	8	5.0倍	2	25.0%	—	—	(第一次)令和元年10月20日 (第二次)令和元年11月24日	
	総 合 土 木	若	4	2.0倍	4	100.0%	4	1.0倍	4	100.0%	3	1.3倍	0	0.0%	—	—		
	計	8	53	6.6倍	44	83.0%	20	2.2倍	18	90.0%	11	4.0倍	2	18.2%	—	—		
職員 総 計																		
警 察 官	男 性 警 察 官 A ( 第 1 回 )	44	229	5.2倍	137	59.8%	130	1.1倍	97	74.6%	44	3.1倍	—	—	0	0.0%	(第一次) 令和元年7月14日 (第二次) 令和元年8月8日, 8月26~29日	
	男 性 警 察 官 A ( 武 道 ( 剣 道 ) )	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	男 性 警 察 官 A ( 武 道 ( 柔 道 ) )	1	4	4.0倍	2	50.0%	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	—	—	0	0.0%		
	女 性 警 察 官 A ( 第 1 回 )	12	73	6.1倍	38	52.1%	36	1.1倍	24	66.7%	15	2.5倍	—	—	0	0.0%		
	警 察 官 A ( 情 報 技 術 )	3	14	4.7倍	6	42.9%	5	1.2倍	4	80.0%	1	6.0倍	1	100.0%	0	0.0%		
	男 性 警 察 官 A ( 第 2 回 )	6	116	19.3倍	35	30.2%	28	1.3倍	25	89.3%	3	11.7倍	—	—	—	—	(第一次) 令和元年9月22日 (第二次) 令和元年10月21日, 11月11~14日	
	女 性 警 察 官 A ( 第 2 回 )	2	27	13.5倍	8	29.6%	7	1.1倍	5	71.4%	2	4.0倍	—	—	—	—		
	男 性 警 察 官 B	25	138	5.5倍	90	65.2%	75	1.2倍	69	92.0%	23	3.9倍	—	—	—	—		
	女 性 警 察 官 B	6	56	9.3倍	46	82.1%	28	1.6倍	27	96.4%	9	5.1倍	—	—	—	—		
	計	100	657	6.6倍	362	55.1%	311	1.2倍	253	81.4%	99	3.7倍	—	—	0	0.0%		

※「若」は2名として計算

## ② 受験資格（令和元年度実施分）

<上級>(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

イ 平成10年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者

(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者

(イ) 富山県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 次の試験区分については、次の要件が必要です。

試験区分	要 件
心 理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は令和2年3月までに卒業若しくは修了見込みの者
社会福祉	社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和2年3月までに同資格を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士免許を有する者又は令和2年実施の管理栄養士国家試験に合格し、管理栄養士免許を取得する見込みの者

<中級・初級>

試験区分	受 験 資 格	
中 級	学校栄養職員	平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、栄養士免許を有する者又は令和2年4月までに栄養士免許を取得する見込みの者
	臨床検査技師	平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、臨床検査技師免許を有する者又は令和2年実施の臨床検査技師国家試験に合格し、臨床検査技師免許を取得する見込みの者
初 級	一 般 事 務	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
	一 般 事 務 (障害者対象)	次の要件を全て満たす者 ア 昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。） イ 次のいずれかの交付を受けている者（受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。） (ア) a 身体障害者手帳 b 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） (イ) a 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳等 b 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳 ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者
	学 校 事 務	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
	警 察 事 務	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

警察事務 (障害者対象)	次の要件を全て満たす者 ア 昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者(学歴は問いません。) イ 次のいずれかの交付を受けている者(受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。) (ア) a 身体障害者手帳 b 都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。) (イ) a 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳等 b 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳 ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者
-----------------	---

<職務経験者(U I Jターン)>

次の全てに該当する者

ア 昭和54年4月2日以降に生まれた者

イ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する者

試験区分	職 務 経 験
行 政	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における職務経験が7年以上ある者(平成31年3月31日現在)
総合土木	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における土木関係の設計、施工管理の職務経験が5年以上ある者(平成31年3月31日現在)

注：民間企業や公的機関等における職務経験には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、週30時間以上で6か月以上継続して就業した期間が該当する。

ウ 平成31年3月31日現在で富山県外に在住の者

<警察官>

試験区分	受 験 資 格
男性警察官A 男性警察官A(武道)	昭和59年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者
女性警察官A	昭和59年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者
警察官A (情報技術)	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者
男性警察官B	昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた男性 ただし、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者を除く。
女性警察官B	昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた女性 ただし、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者を除く。

## ① 令和元年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	最終合格発表日
上 級	元. 5. 13	元. 5. 17 ~ 元. 6. 4 ※元. 5. 17 ~ 元. 5. 29	元. 6. 23	元. 7. 2	元. 8. 21
中 級	元. 5. 13	元. 8. 7 ~ 元. 8. 28 ※元. 8. 7 ~ 元. 8. 23	元. 9. 29	元. 10. 10	元. 11. 7
初 級	元. 5. 13	元. 8. 7 ~ 元. 8. 28 ※元. 8. 7 ~ 元. 8. 23	元. 9. 29	元. 10. 10	元. 11. 7
初 級 (障害者対象)	元. 7. 5	元. 8. 7 ~ 元. 8. 28 ※元. 8. 7 ~ 元. 8. 23	元. 9. 29	元. 10. 10	元. 11. 7
職務経験者 (UIJターン)	元. 5. 13	元. 9. 2 ~ 元. 9. 24	元. 10. 20	元. 11. 7	元. 12. 10
男性警察官A (第1回)	元. 5. 13	元. 5. 17 ~ 元. 6. 11 ※元. 5. 17 ~ 元. 6. 6	元. 7. 14	元. 7. 26	元. 9. 6
男性警察官A (武道)	元. 5. 13	元. 5. 17 ~ 元. 6. 11 ※元. 5. 17 ~ 元. 6. 6	元. 7. 14	元. 7. 26	元. 9. 6
男性警察官A (第2回)	元. 5. 13	元. 8. 7 ~ 元. 8. 28 ※元. 8. 7 ~ 元. 8. 23	元. 9. 22	元. 10. 10	元. 11. 26
女性警察官A (第1回)	元. 5. 13	元. 5. 17 ~ 元. 6. 11 ※元. 5. 17 ~ 元. 6. 6	元. 7. 14	元. 7. 26	元. 9. 6
女性警察官A (第2回)	元. 5. 13	元. 8. 7 ~ 元. 8. 28 ※元. 8. 7 ~ 元. 8. 23	元. 9. 22	元. 10. 10	元. 11. 26
警察官A (情報技術)	元. 5. 13	元. 5. 17 ~ 元. 6. 11 ※元. 5. 17 ~ 元. 6. 6	元. 7. 14	元. 7. 26	元. 9. 6
男性警察官B	元. 5. 13	元. 8. 7 ~ 元. 8. 28 ※元. 8. 7 ~ 元. 8. 23	元. 9. 22	元. 10. 10	元. 11. 26
女性警察官B	元. 5. 13	元. 8. 7 ~ 元. 8. 28 ※元. 8. 7 ~ 元. 8. 23	元. 9. 22	元. 10. 10	元. 11. 26
上 級 (特別募集)	元. 10. 10	元. 10. 31 ~ 元. 11. 15	元. 12. 1	元. 12. 10	2. 1. 21

※インターネットで申し込む場合の受付期間

(2) 選考の状況

① 採用選考の実施結果（令和元年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・職層	部局	知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・委員会	合計
					事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員 事務系	部長								
	次長				1				1
	室長				1				1
	課長	4			15				19
	課長補佐	1			8				9
	係長			2					2
	係員	1							1
	小計	6		2	25				33
一般職員 技術系	部長								
	次長								
	室長								
	課長	3							3
	課長補佐								
	係長								
	係員	1		1					2
小計	4		1					5	
警察官	警視			2					2
	警部			7					7
	警部補			11					11
	巡査部長			6					6
	巡査長			1					1
	巡査								
	小計			27					27
合計	10		30	25				65	

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

## ② 昇任選考の実施結果（令和元年度人事委員会実施分）

職員区分	部局 昇任後の職層等		知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・委員会	合計
						事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員	事務	部長	7						1	8
		次長	10	1					1	12
		室長	11			1			1	13
		課長	30		1	6	2			39
		課長補佐	43		5	8	4	7	1	68
		係長	43	1	9	3	5			61
		(小計)	144	2	15	18	11	7	4	201
	技術	部長	4							4
		次長	5							5
		室長	18	1						19
		課長	40	2						42
		課長補佐	78	7	1					86
		係長	63	4	1					68
		(小計)	208	14	2	0	0	0	0	224
合計		352	16	17	18	11	7	4	425	
警察官	警視	部長			4					4
		参事官			7					7
		課長			8					8
		(小計)			19					19
	警部	次席			13					13
		総括実務指導官			1					1
		(小計)			14					14
	警部補	主任実務指導官			12					12
		係長統括			9					9
		(小計)			21					21
	巡査部長	実務指導官			16					16
巡査長				59					59	
合計		0	0	129	0	0	0	0	129	



---

## 12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和元年10月11日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

### (1) 給与の改定

#### ① 月例給

＜公民給与の比較＞

県職員の給与が民間給与を1人当たり平均0.12%（421円）下回っている。

＜月例給の改定＞

県職員の給与が民間の給与を下回っていることから、月例給を引上げ（406円（0.11%））。

（行政職平均給与月額 357,358円（平均年齢43.5歳））

#### ② 期末・勤勉手当

ア 民間の支給割合 4.52月（県職員の年間支給月数 4.45月）

イ 支給月数の引上げ 年間月数 4.45月分→ 4.50月分（勤勉手当に配分）

#### ③ 住居手当

- ・ 人事院勧告等の内容を踏まえつつ、本県職員の手当の支給状況等を考慮して支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、これによる原資を用いて手当額の上限を引き上げる。

### (2) 人材の確保・育成

#### ① 有為で多様な人材の確保

- ・ 行政課題の複雑・高度化や、多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、有為で多様な人材が不可欠
  - ・ 若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲が見られる中、各受験者層に応じた的確な情報提供や県職員の仕事の魅力をアピールできる機会の充実を図るとともに、採用試験のあり方の検討を行うなど、引き続き、有為で多様な人材の確保に努める必要
  - ・ 平成27年度からUIJターン希望の職務経験者を対象とした採用試験を実施。今後、試験区分の拡充など受験対象の見直しについて検討していく必要
  - ・ また、障害者を対象とした採用試験については、平成25年に改正された障害者雇用促進法等の趣旨や平成30年4月からの法定雇用率の引上げを踏まえ、平成31年度から受験対象を拡大したところであり、引き続き、合理的配慮に留意し、障害者の採用に努めていく必要
  - ・ 人材確保対策事業として、少人数説明会や東京、大阪、名古屋でのセミナーをはじめ、女性限定セミナー、社会人向けセミナーの開催などきめ細かく実施している。
-

- ・ 会計年度任用職員制度が令和2年4月から施行されることから、任用、勤務条件等の整備について、法改正の趣旨、国や他の都道府県の動向などを踏まえながら適切に対応する必要

#### ② 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備について、適切に対応していく必要。本県では、「特定事業主行動計画」を策定し、知事部局及び教育委員会において、女性職員の採用割合や管理職（令和5年4月までに15%以上）、課長補佐級・係長級（同30%以上）への登用目標を設定している。
- ・ 職員採用における本県の女性比率は、国に比べて高い水準にあるが、今後とも、より多くの有為な女性の採用が図られるよう、募集活動を積極的に展開していく必要
- ・ 引き続き、男女共同参画推進条例の基本理念である「政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画」の実現に向け、一層の女性職員の管理職への登用や職域拡大を推進する必要

#### ③ 時代の要請に応じた職員の育成

- ・ 今後とも、北陸新幹線開業後の新しい時代に対応した人材が育成されるよう、より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発や研修内容・体系の充実を図っていく必要
- ・ 職員が幅広い業務を経験し、良好なキャリア形成を目指すため、各任命権者間や本庁と出先機関、他県との人事交流や、国・民間企業等への職員派遣を引き続き推進していく必要

#### ④ 人事評価制度の着実な推進

- ・ 平成28年4月の地方公務員法の一部改正において、人事評価を能力評価と業績評価の両面から行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされた。
- ・ 知事部局では、従来から業績評価制度を実施し、その結果を昇給及び勤勉手当に反映するとともに、能力評価についても改正法の趣旨を踏まえ実施している。教育委員会では、「目標達成度による教員評価」を実施している。
- ・ 法改正の趣旨に留意し、引き続き、職員の能力向上と意欲向上や効果的・効率的な仕事の進め方に資するよう、能力・実績に基づく人事管理の着実な推進に取り組む必要

### (3) 勤務環境の整備

#### ① 長時間勤務の改善等

- ・ 平成31年4月から、人事委員会規則等により時間外勤務に上限時間が設定された。
- ・ 知事部局では、オフィスサポートスタッフの配置や、パソコン使用時間を利用した職員の勤務時間把握の全庁的な試行などの取組みを推進しており、これまで

増加傾向にあった一人当たり時間外勤務時間数が、平成30年度は減少に転じた。

- ・ 教育委員会では、「富山県部活動の在り方に関する方針」の策定や、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の増員などの取組みを推進している。
- ・ 一方で、一部職員については依然として長時間勤務を行っている実態が見受けられ、今後も一層の改善に取り組んでいく必要
- ・ 長時間勤務の改善には、①勤務時間の適正な把握、②任命権者、管理監督者、職員の意識改革、③業務改革等の徹底が重要であり、引き続き取組みを進めながら、課題の把握に努め、改善策を実施していくことが必要
- ・ 本委員会としても、任命権者の取組みを注視しながら、必要な助言や支援を検討・実施

#### ア 勤務時間の適正な把握

- ・ 勤務時間の管理は、業務改革や長時間勤務の改善を進めていくための基礎として必要不可欠であるとともに、労働法制上求められる使用者としての責務
- ・ 各任命権者は勤務時間の把握について取り組んでおり、引き続き、課題や効果を検証しながら、勤務時間の適正な把握に努めていく必要

#### イ 任命権者、管理監督者、職員の意識改革

- ・ 各任命権者において、管理監督者のマネジメント能力の向上を図るとともに、各管理監督者自らが①時間外勤務の事前命令を徹底するとともに、不要不急の時間外勤務を命じないこと、②職員の能力、適性、状況や業務への希望などを把握し、人員や業務を適切に割り振るよう努めること、③率先してワーク・ライフ・バランスの実践に努めることなどが重要
- ・ 職員一人ひとりも、ワーク・ライフ・バランスのとれた勤務スタイルを実現すべきとの意識を強く持ちつつ、計画的・効率的な事務処理を進めていくことが重要
- ・ 教職員の長時間勤務については、平成31年1月の中央教育審議会答申の趣旨を踏まえ、学校における働き方改革の意義について、意識改革や啓発の取組みを進めることが重要

#### ウ 業務改革等の徹底

- ・ 長時間勤務の改善は、組織運営の問題であり、組織全体として業務改革に積極的に取り組む必要
- ・ 任命権者は、人事委員会規則に定める上限を超えて職員を業務に従事させた場合は、その要因の検証等を行わなければならないとされており、これを踏まえ、業務量の削減や業務の効率化に取り組んでいくことが必要。その際には、ICTやAI、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用など効果的、効率的な業務の実施方法についても検討していくことが重要
- ・ 教育委員会においては、国のガイドラインに沿って教員の勤務時間の上限に関する方針等を策定し、各学校の実態に応じた業務見直しを進め、教職員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、教職員のワーク・ライフ・バランス

の実現に向けて取り組むことが必要

② 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ 性別にかかわらず両立支援制度が適切に活用されるようにすることの重要性はますます高まっており、男性職員の育児休業など各種制度の一層の利用促進を図り、職員が安心して働き続けることができる職場環境づくりを更に推進していくことが重要

③ 柔軟で多様な働き方の実現に向けて

- ・ 朝型勤務制度やテレワークの取組み状況、各省庁のフレックスタイム制の実施状況、他の都道府県の動向などを踏まえながら、テレワークを利用しやすい環境の整備等も含め、多様な働き方の仕組みづくりについて検討を行う必要

(4) 心身の健康づくりの充実等

- ・ ストレスチェック制度については、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、各任命権者において、その活用・充実に積極的に取り組んでいく必要
- ・ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについては、令和元年5月の労働施策総合推進法等の改正も踏まえ、防止対策を積極的に推進するとともに、相談体制の充実などに取り組む必要

(5) 定年の引上げ

- ・ 政府においては、令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」にもあるとおり、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討が行われている中、人事院からは改めて、定年の引上げの必要性について報告がなされたところである。
- ・ 高齢層職員の培ってきた能力及び経験を活用していくことは不可欠であり、本県においても国や他の都道府県の動向を注視しながら職員の定年引上げについて検討を進めていく必要

13 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和元年度においては、前年度から繰り越した事案及び新たな措置要求事案はありませんでした。

H31. 3. 31現在 未処理件数	H31. 4. 1～ R2. 3. 31の 措置要求件数	H31. 4. 1～ R2. 3. 31 の処理件数	左の内訳		R2. 3. 31現在 未処理件数
			H31. 3. 31 現在未処理件 数にかかる処 理件数	H31. 4. 1 ～R2. 3. 31 の措置要求に 係る処理件数	
0	0	0	0	0	0

14 不利益処分に関する審査請求の状況

令和元年度において、審査請求事案はありません。